

関連機器委員会内規

(目的)

第1条 本内規は、定款施行細則第24条に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業務)

第2条 本委員会は、義肢、装具、車椅子、自助具、物理療法機器、運動療法機器、福祉機器などのリハビリテーション関連機器に関する諸問題について検討しその適切な普及に努めることを目的として次の業務を行う。

- (1) 機器の機能評価と基準の整備
- (2) 機器の適用、使用に関するマニュアルの整備
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長の選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決するところによる。
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 本委員会の報告は、当該委員会の委員、全役員（理事および監事）および各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

附則

本内規は、平成11年5月 8日より施行する。

平成13年1月27日より施行する。

平成25年3月23日より施行する。